

令和6年度児童館利用案内

1 児童館とは

児童館は、児童に健全な遊びの場を与えることによって当該児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。

2 児童館に入館できる児童について

天童市内に住所を有する満3歳以上（令和6年4月1日現在の満年齢）の児童が入館できます。

3 入館申込みの手続について

- (1) 申込方法 9月1日（金）～9月29日（金）（平日の午前8時30分～午後5時15分）の期間に申込書を提出してください。
なお、申込書については、子育て支援課窓口で配布するほか、ホームページでダウンロードできます。
- (2) 申込場所 市子育て支援課

4 申込書の記入について

- (1) 入館を希望する期間の欄には、小学校就学前まで入館を希望される場合には、「1」に○印を、期間がある場合は日にちを記入してください。
- (2) 入館児童の年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢を記入してください。
- (3) 入館児童の世帯の状況は、同居している世帯員全員の生年月日、職業（勤務先）等を記入してください。また、「令和5年分所得の申告予定等」については、該当する項目に○印を付けてください。
- (4) 児童館に入館を希望する具体的な理由の欄は、必ず記入してください。
- (5) 入館児童の現在の保育状況は該当する番号を○で囲んでください。
- (6) 生活面・発育等で気になることの欄は、お子様について気になることがあればカッコ内に記入してください。
- (7) 身体・療育手帳の有無の欄は、手帳をお持ちの方は、手帳の種類と等級を記入してください。
- (8) 療育センター等への通所歴の欄は、療育センターや児童発達支援事業所等に通所歴がある場合は施設名を記入してください。
- (9) 生活保護の適用の欄は、該当するものを○で囲んでください。

5 入館までの流れについて（予定）

8月～9月	施設見学会、児童館等入館申込み受付
10月中旬	入館の意思確認
12月上旬	入館内定通知書及び健康診断案内の発送
1月	健康診断の実施
2月～3月	一日入館、児童館指導決定通知書の送付
4月	入館式

6 使用料について

幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上については基本保育料が無償化の対象となりますが、副食費（おかず、おやつ代）については、市に納入していただくこととなります。ただし、世帯年収360万円未満相当世帯の児童と18歳未満のお子さんがある世帯で第3子以上の児童（市民税に滞納がない方）については、副食費の納入が免除されます。

7 お問い合わせ

天童市健康福祉部子育て支援課児童育成係 TEL654-1111（内線724～726）施設見学については寺津児童館（TEL654-2455）